

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 8 月22日
【会社名】	株式会社ストリームメディアコーポレーション
【英訳名】	Stream Media Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 東佑
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6809-6118
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部門長 山田 政彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6809-6118
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部門長 山田 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

株式会社カカオ（韓国：Kakao Corp.）が当社の親会社（間接保有）である株式会社エスエム・エンタテインメント（韓国：SM ENTERTAINMENT Co.,Ltd.）の親会社に該当することを確認し、2023年3月28日付で親会社の異動が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 親会社の異動

- (1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容
(新たに親会社となるもの)

名称	株式会社カカオ (Kakao Corp.)
住所	大韓民国済州特別自治道済州市尖端路242
代表者の氏名	代表取締役社長 ホン・ウンテク
資本金	44,592百万ウォン
事業の内容	インターネットサービス業

- (2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	952,445個 (内、間接所有 952,445個)	82.56% (内、間接所有 82.56%)

(注) 「総株主等の議決権に対する割合」につきましては、株式会社カカオは自社所有分と同社の連結子会社である株式会社カカオエンタテインメントの所有分と合わせて当社親会社である株式会社エスエム・エンタテインメントの普通株式9,501,041株（持株比率39.87%、議決権比率40.53%）を所有しており、株式会社エスエム・エンタテインメントの連結子会社である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパンが直接所有する当社普通株式86,968,000株（持株比率75.04%、議決権比率75.06%）と株式会社エスエム・エンタテインメントの子会社である株式会社KEYEASTが直接所有する当社普通株式8,276,525株（持株比率7.50%、議決権比率7.50%）を合算したものであります。

- (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

株式会社カカオ（韓国：以下「カカオ」といいます。）は、公開買付けにより2023年3月28日までに当社の親会社である株式会社エスエム・エンタテインメント（韓国：以下「SME」といいます。）の普通株式4,946,821株（SMEの発行済株式の20.76%）を取得し、また、カカオの連結子会社である株式会社カカオエンタテインメント（韓国：以下「カカオエンタテインメント」といいます。）も、同じく公開買付けにより2023年3月28日までにSMEの普通株式4,554,220株（SMEの発行済株式の19.11%）を取得いたしました。これにより、カカオは当該公開買付けの決済日である2023年3月28日付でSMEの普通株式9,501,041株（SMEの発行済株式の39.87%）を取得したことになり、SMEの自己株式を除いたカカオの議決権所有割合は40.53%となりました。

カカオはSMEの発行済株式及び議決権の過半数を所有していませんが、カカオが2023年5月15日付で開示いたしました四半期報告書によれば、当社の親会社（間接保有）であるSMEをはじめ、当社の親会社（直接保有）である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン他、当社を含めたSMEグループ会社は新規の連結子会社と位置づけられておりました。

一方、SMEは2023年3月28日付でカカオがSMEの筆頭株主となった旨の開示を行っているものの、カカオがSMEの親会社となった旨の開示はなされていないことから、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第3項に規定する親会社として判断し難く、また、カカオが所有しているSMEの議決権は過半数ではないものの40%以上であることから、同規則第8条第4項イ～ホに規定する条件に該当するか判断するための事実確認と情報収集に相当の時間を要することとなりました。

当社は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の「子会社の範囲の決定に関する取扱い / 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の意思決定機関を支配している場合」14のなお書き「なお、当該他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主をいう。）が存在することにより、その有効議決権に対し、自己が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当該事業年度に係る株主総会においても同様と考えられるときには、意思決定機関を支配していると推測することを妨げないものとする。」という規定を根拠に検討することとし、SMEの直近3年間の株主総会における議決権行使状況を確認いたしました。

その結果、SMEの直近3年間の株主総会における「議決権を行使しない株主」の議決権を除いた有効議決権は今後も継続すると考えられ、その場合、SMEの有効議決権におけるカカオの議決権比率が過半数に達することになることから、企業会計基準適用指針第22号14の「なお書き」の条件に該当し、カカオはSMEの意思決定機関を支配していると推測いたしました。これによりカカオは新たに当社の親会社に該当することとなりました。

当該異動の年月日

2023年3月28日（本公開買付けの決済の開始日）

以 上